

青森県身体障がい者福祉センターねむのき会館指定管理者業務水準書

1 趣旨

本業務水準書は、青森県身体障がい者福祉センターねむのき会館（以下「センター」という。）の指定管理者が行う業務の範囲、その他管理運営業務の内容及び実施方法等について定めることを目的とする。

2 管理運営に関する基本的な考え方

- (1) センターの設置目的に基づいて、適正な管理運営を行うこと。
- (2) 身体障がい者等の平等利用を確保するため、特定の団体や個人に有利又は不利になる運営を行わないこと。
- (3) 障がい者団体、支援ボランティア団体等と連携を図るとともに、利用者の意見を反映させた管理運営に努めること。
- (4) 効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費の節減に努めること。
- (5) センターの設置目的に即した業務（7(3)に掲げる各事業）を継続的かつ効果的に実施すること。
- (6) 業務を行う上で知り得た利用者の個人情報の保護及び防犯、防災その他緊急時の対策について適切な措置を講ずること。

3 開館時間

青森県身体障がい者福祉センター規則（平成17年4月青森県規則第64号。以下「規則」という。）第2条第1項に定める開館時間（午前8時45分から午後4時30分まで及び午後5時から午後8時30分まで）を基準として、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。これを変更する場合も同様とする。

なお、指定管理者は必要があると認めるときは、開館時間を臨時に変更することができる。

4 休館日等

規則第3条第1項に定める休館日（火曜日及び12月29日から翌年の1月3日までの日）を基準として、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。これを変更する場合も同様とする。

なお、指定管理者は必要があると認めるときは、休館日に開館し、または休館日以外の日に休館することができる。

5 受動喫煙の防止

指定管理者は、受動喫煙防止の観点から敷地内を全面禁煙とすること。

6 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までとする。

7 指定管理者に行わせる業務の範囲

- (1) 施設の利用の承認に関すること
- (2) 施設及び設備等の維持管理に関すること。（施設、設備の保守点検等の詳細は、別表1「青森県身体障がい者福祉センターねむのき会館管理保守点検業務等」に記載しております。）
 - ① 電気設備、消防設備、昇降設備、ストーブ設備、自動ドア、浄化槽、受水槽、高架水槽、ボイラー等の保守点検業務
 - ② 庁舎、受水槽、高架水槽、浄化槽、重油タンク、廃棄物処理、夜間警備、除雪等の施設維持管理業務
 - ③ 施設、設備の小規模修繕その他
- (3) 青森県身体障害者福祉センター条例（昭和48年10月青森県条例第38号。以下「条例」という。）第1条第1項に定めるセンターの設置目的に即した業務について具体化した次に

掲げる事業の実施に関すること。(事業の実施方法等の詳細は、別表2「青森県身体障がい者福祉センターねむのき会館事業実施方法等」に記載しております。)

- ① 芸術・文化教室開催事業
(障がい者を対象とした生け花教室等の開催。)
- ② ITサポートセンター運営事業
(視覚障がい者等用パソコン周辺機器体感ルームの運営、視覚障がい者等を対象としたパソコン講習会の開催。(施設内及び巡回))
- ③ 障がい者社会参加推進センター運営事業
(障がい者社会参加推進センターを設置し、社会参加推進協議会の開催、社会参加推進施策の実施、関係団体等への指導・援助等の実施。)
- ④ 「障がい者110番」運営事業
(障がい者の権利擁護に係る相談等に対応するための常設の相談窓口の設置。)
- ⑤ 障がい者生活訓練事業
(盲女性家庭生活訓練、盲青年等社会生活訓練、オストメイト社会適応訓練、心臓機能障がい者野外学習会、腎臓機能障がい者健康管理研修会の開催。)
- ⑥ 音声機能障がい者発声訓練、指導者養成事業
(疾病等による音声機能を喪失した者に対する発声訓練の実施、発声訓練に携わる指導者の養成。)
- ⑦ 指定居宅介護事業者情報提供事業
(障がい者が都道府県間等を移動する場合に、その目的地において必要となるガイドヘルパーを確保し得るよう、指定居宅介護事業者等に関する情報を提供・斡旋。)
- ⑧ 青森県障がい者スポーツ大会開催事業
(県内の身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者が一堂に会し、各種競技を通じて体力の増進、相互交流を図るための全県的なスポーツ大会の実施。)
- ⑨ 障がい者スポーツ教室開催事業
(センター内外における障がい者スポーツの研修会及び教室の開催。)
- ⑩ 地区別身体障がい者スポーツ開催事業
(県内各地でのスポーツ大会の開催実施。)
- ⑪ スポーツ指導員養成事業
(障がい者スポーツに関する知識、技術等を有する障がい者スポーツ指導員(上級・中級・初級)の養成。)
- ⑫ 青森県障がい児者総合福祉展開催事業
(障がい者の文化・芸術活動を振興するため、障がい者が創作した絵画、手芸等の作品展示会の開催。)
- ⑬ レクリエーション開催事業
(障がい者を対象とした野外活動会の開催。)
- ⑭ その他センターの設置目的を達成するために必要な事業

なお、上記事業の実施に当たっては、地域の障がい者の需要が十分に反映されたものとするとともに、関係団体等と緊密な連携を図り、必要な協力を得るほか、障がい者の参加が得られやすいよう配慮すること。

また、①から⑬までの事業については、地域生活支援事業実施要綱及び地域生活支援促進事業実施要綱(平成18年8月1日付障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知別紙1及び別紙2)に基づき適正かつ効果的な実施に努めること。

(4) 自主事業

指定管理者は、センターの設置目的に合致し、かつ管理業務の実施を妨げない範囲において、事故の責任と費用により、自ら提案した自主事業を行うことができる。

ただし、自主事業に要する経費は指定管理料に含めないこととし、実施の可否は、県がセンターの設置目的に照らして判断します。

8 職員配置・研修等

- (1) センターに配置すべき職員数は、施設長その他業務に必要な職員として5名以上であることが望ましい。

なお、夜間（休館日及びその前日を除く）における専任当直職員を1名以上配置すること。

- (2) (1)以外に、7(3)の③の事業の実施に当たっては、専任職員を1名以上、④の事業の実施に当たっては、常時、相談員を1名以上配置してください。
- (3) センターの管理運営に支障のない勤務体制としてください。
- (4) 職員には施設の管理運営に必要な知識等の習得のための研修を実施してください。
- (5) 個人情報等の保護については、職員に周知・徹底を図ってください。
- (6) 勤務条件については、労働関係法令を遵守してください。

9 協定の締結

指定管理者の指定後、速やかに業務内容に関する細目的事項、県が支払う委託料に関する事項等について、県と指定管理者が協議の上、協定を締結し、協定書を作成します。

協定書の作成に当たっては、指定期間を通じての基本的事項を定めた「基本協定」と、年度ごと業務の実施に係る事項を定めた「年度別協定」を締結します。

(1) 基本協定について

（協定に記載する事項（予定））

- ①業務に関する基本的事項
- ②業務に要する費用に関する事項
- ③業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- ④業務の報告に関する事項
- ⑤指定の取消し及び業務の停止に関する事項
- ⑥リスクの分担及び管理に関する事項
- ⑦その他県が必要と認める事項

(2) 年度別協定について

年度別の事業内容及びこれに係る経費等については、年度別に定めることとし、毎年度協定を締結します。

（協定に記載する事項（予定））

- ①当該年度の業務内容に関する事項
- ②当該年度に県が支払うべき委託料に関する事項
- ③その他

10 リスク分担

県と指定管理者のリスク分担は、概ね次表のとおりとし、詳細は基本協定書で定める。

項目	内容	負担者	
		県	指定管理者
物価変動	人件費、物件費等物価変動等に伴う経費の増加		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増加		○
周辺地域、住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用者からの苦情、要望への対応		○
	上記以外	○	
法令その他の制度変更により生じた管理経費の増加	当該施設の管理・運営にのみ影響を及ぼす法令変更	○	
	上記以外		○
政治、行政的理由による	政治、行政的理由から、管理業務の継続に支	○	

る事業変更	障が生じた場合、又は管理業務の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による経費の増加		
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他県又は指定管理者のいずれの責めにも期すことのできない自然的または人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	協議	
施設、設備等の損傷	小破修繕	○	○
	改築又は大規模修繕	○	
施設の火災保険加入		○	
施設賠償責任保険加入			○

11 備品の管理等

- (1) 指定管理者は、県の所有に属する備品について備品台帳を備え、その管理に係る備品を整理し、除却等の異動事項について遅滞なく県に報告してください。
- (2) センターに備え付けの備品等は別途提示します。

12 業務報告

指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次の事項を記載した業務報告書を作成し、県に提出してください。

- ① 業務の実施体制の状況
- ② 施設及び設備等の維持管理の状況
- ③ 条例第2条第2項の規定に基づく事業の実施状況
- ④ ①から③までの業務に係る収支状況
- ⑤ その他業務に関し県が必要と認める事項

13 協議

この業務水準書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び実施について疑義が生じた場合は、指定管理者と県でその都度協議することとします。

14 その他留意事項

- (1) 指定管理者は、センターの管理運営に係る規程・要綱等を作成する場合、県と事前に協議してください。
- (2) 指定管理者に支払う委託料については、毎年度、県の予算額の範囲内とし、国、県の財政状況等により変更する場合があります。

別表1 青森県身体障がい者福祉センターねむのき会館保守点検業務等

保守点検等項目		法定点検の有無	管理項目	保守点検等頻度	台数等	仕様その他	
①	清掃業務	日常清掃	無	日常の整理整頓及び定期的清掃	毎日	館内廊下、各トイレ(C棟2Fは除く)、各階段、ロビー、玄関、事務室、館長室、応接室、食堂、配膳室、大研修室、中会議室、体育館 2Fの外窓は清掃範囲外 廊下、階段(洗剤、ポリッシャー、タワシ掛け) 管理人室、作業訓練室、障害者110番、各クラブ室 図書室、EV、各パソコン室、各入居団体室、スポーツ用具室 床清掃、ワックス、資格者の点検	
		日常清掃			利用者利用後随時		
		窓清掃			随時		
		定期清掃			年2回以上		
		他清掃			随時		
		体育館床清掃			年1回		
②	機械警備業務	無	日常警備	※	—	※休館日前日午後8時～開館日午前8時	
③	除雪業務	無	日常除雪	冬季間随時	—	積雪量が概ね10センチメートル以上となった場合が実施の目安	
④	昇降機点検業務	有	定期検査	年1回	1	HF-9-2S30 2階床油圧式エレベーター	
		無	通常点検	隔月1回程度			
⑤	自家用電気工作物点検業務	有	定期点検	年1回	—	需要設備容量80kVA、電圧6,600V	
		無	通常点検	隔月1回程度			
⑥	貯水槽清掃・消毒点検業務	受水槽	有	定期検査	年1回	1	地下埋設 要領30t
		高架水槽	有	定期清掃	年1回	1	FRP製 容量2t
⑦	浄化槽清掃・点検業務	有	定期検査	年1回	1	腐敗型150人槽 1基	
		有	定期点検	月1回			
		有	定期清掃	年1回			
⑧	一般廃棄物収集運搬業務	無	日常収集運搬	週3回程度	—	—	
⑨	各ポンプ点検業務	消火栓ポンプ	無	定期点検	年1回	1	動作確認(消防設備点検委託) 外観目視確認(自主)
		受水槽揚水ポンプ	無	定期点検	年1回	2	動作確認(自主) 外観目視確認(自主)
		浄化槽ポンプ	無	定期点検	年1回	1	点検一式(浄化槽点検委託)
⑩	ストーブ保守点検	ストーブ	無	定期点検	年1回	39	FFストーブ
		灯油タンク	無	定期点検	年1回	4	942L、198L、914L、405L
		配管	無	定期点検	年1回	一式	
⑪	自動ドア保守点検	無	定期点検	年2回	2	両開き自動ドア 2基	
⑫	消防用設備点検業務	消火器	有	定期点検	年2回	25	粉末ABC消火器
		屋内消火栓設備				1	
		自動火災報知設備				1	
		火災通報装置				1	
		誘導灯				29	
		避難器具				1	
		専用受電設備				1	

別表2 青森県身体障がい者福祉センターねむのき会館事業実施方法等

	事業名	事業内容	実施方法（標準実施回数、参集人数等）	令和5年度事業実績	令和5年度決算額(千円)	備考（事業費積算項目等）
①	芸術・文化教室開催事業	障がい者団体等の意見を聞き、障がい者を対象とした音楽教室、絵画教室、陶芸教室等を企画・実施する	センターを活用した室内活動を年12回程度実施すること。なお、参集人員は1回につき10人程度とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・絵手紙教室 3回（25名参加） ・クッキング教室 4回（44名参加） ・エコクラフト教室 3回（38名参加） ・こぎん刺し教室 4回（30名参加） ・韓国語教室 5回（51名参加） ・ねむのきアートフェスタ2023 	342	<ul style="list-style-type: none"> ①講師報償費 ②講師等旅費 ③材料、資料及び広報紙等に係る消耗品費 外
②	ITサポートセンター運営事業	センター内にITサポートセンターを設置し、下記事業を関係団体と連携しながら企画・実施する。 i 周辺機器体感ルームの運営及びIT関連の利用相談、情報提供 ii パソコンボランティア活動支援（技術向上研修） iii 視覚障がい者等各障がい区分別のパソコン講習会	<p>i 周辺機器体感ルームの運営 パソコン3台以上、視覚障がい者用及び上肢障がい者用として必要な周辺機器（ソフト等）は、それぞれ2組及1組以上設置すること。</p> <p>i-1 IT関連の利用相談、情報提供 常時、電話等での相談に対応できる体制を維持すること。</p> <p>ii パソコンボランティア活動支援研修会 ボランティアとしての支援技術向上のための研修を月1回程度実施。1回につき参集5～10名程度</p> <p>iii 視覚障がい者等各障がい区分別のパソコン講習会 視覚障がい者、肢体不自由者用講習会をそれぞれ月1回程度実施。1回につき参集5人程度 なお、講習会開催用等としてパソコン23台設置（うち視覚障がい者用8台）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコン講座 15回（50名参加） ・地区別パソコン講習会（延226名参加） ・パソコンボランティアの養成 2回（2名参加） ・パソコン教室への機材貸出し 0回 ・パソコン体感ルームの活用 0回 ・パソコンの相談対応 随時 ・研修会への参加 1回（1名参加） 	2,464	<ul style="list-style-type: none"> ①体感ルーム用パソコン等賃借料 ②インターネットプロバイダー契約料 ③パソコンソフト及びプリンターインク等体感ルーム維持管理用消耗品費 ④講習会講師報償費 ⑤講習会講師等旅費 ⑥広報・啓発用印刷製本費 外
③	障がい者社会参加推進センター設置事業	センターの管理運営を行う団体に障がい者社会参加推進センターを設置し、障がい者社会参加推進関係団体に対する指導・援助等の業務を実施するとともに、社会参加推進協議会を設置し、推進センターの業務に関する企画、立案を行う。	<p>i 推進センターの業務を行う常勤の職員を1名以上置くこと。</p> <p>ii 推進協議会は年2回以上開催すること。また、障がい種別の専門性に対応するため、身体障がい者部会、知的障がい者部会及び精神障がい者部会を設置し、それぞれ年1回以上開催すること。</p> <p>iii 推進協議会の構成は、県障がい福祉課代表者及び3障がいの関係団体代表者等とし、委員は、10名程度とする。なお、各部会の委員は、5名程度とする。</p>	<p>i 推進センターの業務に係る職員を1名設置。</p> <p>ii 推進協議会は3障がい関係団体代表者計9名を含む委員11名で構成。また、身体障がい者部会、知的障がい者部会及び精神障がい者部会を設置し、委員の構成は、身体障がい者部会は関係団体の代表者等7人で、知的及び精神は3人。各部会とも年1回開催を基本とするが、知的及び精神は全委員が協議会本体の委員のため、協議会開催をもって部会開催とみなしている。</p>	228	<ul style="list-style-type: none"> ①推進センターの事業に必要な活動経費（旅費、印刷製本費、通信運搬費等） ②推進協議会、各部会委員等旅費 ③推進協議会、各部会用資料等消耗品 外
④	「障がい者110番」運営事業	障がい者の権利擁護に係る相談等に対応するため、センター内図書・談話室（32㎡）に常設相談窓口を設置する。	<p>i 年間を通じて、障がい者等からの相談に対応できるよう、人員を常時1名以上配置すること。（ただし、センター休館日を除く。）なお、職員は、障がい者保健福祉行政等の実務経験を有する者若しくはこれと同等以上の能力を有するものと認められる者であること。</p> <p>ii 相談日は、センターの開館日と同一とし、センター休館日は、留守番電話及びファクシミリで対応すること。</p> <p>iii 相談時間の設定に当たっては、センター開館時間を踏まえ、障がい等が利用しやすいよう配慮すること。</p> <p>iv 相談内容により専門的に対応できるよう弁護士、公認会計士、医師のほか、地方法務局、教育委員会、労働基準局等の行政機関等の協力を得て、支援体制を整備すること。（上記メンバーで構成する運営委員会等の定期的な開催などによる。）</p>	<p>i 年間を通じて、障がい者等からの相談に対応できるよう、福祉行政の実務経験を有する非常勤職員2名を配置。</p> <p>ii 相談日以外の日は、留守番電話及びファクシミリで対応。</p> <p>iii 相談時間は、午前10時から午後4時30分まで。</p> <p>iv 事業の円滑な運営を図るため、県弁護士会、東北税理士会、県医師会、地方法務局、労働局等からなる障がい者110番運営委員会（委員15名）を年1回開催。</p>	300	<ul style="list-style-type: none"> ①相談員の事務費（消耗品費、通信運搬費等） ②対応困難な相談の場合、専門家の協力を得るための報償費 外

	事業名	事業内容	実施方法（標準実施回数、参集人数等）	令和5年度事業実績	令和5年度決算額(千円)	備考（事業費積算項目等）
⑤	障がい者生活訓練事業	障がい者等に対して、講習会等の方法により、日常生活に必要な訓練・指導を行う事業。国の要綱に定める事業内容としては、以下のとおり。（例示） ①歩行訓練 ②身辺・家事管理③福祉機器活用方法④社会資源活用方法⑤コミュニケーション関連⑥家庭生活関連⑦社会生活及び職業生活⑧オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）に対する社会適応訓練⑨その他社会生活に関し必要なこと	障がい者等が参加しやすいように、開催日時、場所等について考慮するとともに、事業ごとに関係団体等と十分な連携を図ること。また、講師は各事業ごとに実践者を中心に確保すること。なお、県が従来から実施している事業については、以下のとおり。提案に当たっては、県の実施状況を踏まえること。 i 盲女性家庭生活訓練事業（料理教室、手芸教室等）県内6地区計9回、1回につき参集20人程度 ii 盲青年等社会生活教室開催事業2回、1回につき参集30人程度 iii 腎臓機能障がい者健康管理研修事業県内3地区計3回、1回につき参集50人程度 iv 心臓機能障がい者野外学習開催事業1回、参集30人程度 v オストメイト社会適応訓練事業県内5地区計13回、1回につき参集20人程度	・盲女性家庭生活訓練事業（料理教室、陶芸教室等） 県内3地区 計4回 延162名参加 ・盲青年社会生活教室開催事業（演奏会） 19名参加 ・オストメイト社会適応訓練事業（講話。相談会等） 80名参加 ・心臓機能障がい者野外学習開催事業（講演、健康相談等）35名参加 ・腎臓機能障がい者健康管理研修会（研修会） 未開催	1,181	①生活訓練事業に係る講習会講師報償費 ②講師等旅費 ③材料、資料及び広報紙等に係る消耗品費 ④会場借上料 外
⑥	音声機能障がい者発声訓練、指導者養成事業	疾病等により喉頭を摘出し音声機能を喪失した者に対し発声訓練を行うとともに、発声訓練に携わる指導者の養成を行う。障がい者等に対して、講習会等の方法により、日常生活に必要な訓練・指導を行う事業。	i 音声機能障がい者に対し、日常生活における会話が可能となるよう、講習会等の方法により、食道発声訓練等を行うこと。なお、当該講習は、極めて専門的な内容と方法が必要とするものであることから、講師は専門の医師、発声訓練指導法を習得した者等から選定すること。 県内3地区（青森・弘前・八戸が望ましい。）、各地区とも月4回程度、1回につき参集10人程度を想定。 ii 音声機能障がい者の発声訓練指導に理解と熱意を有する者を対象として、発声法理論及び指導実習等を内容とした講習会を実施すること。 具体的には、日本喉摘者団体連合会北日本ブロック会（仙台市）等に発声方法習熟者を派遣し、医師、学識経験者等による専門研修を受講させること。 県内3地区から2名程度派遣すること。	i 音声機能障がい者に対する発声訓練講習会 県内3地区（青森地区、弘前地区、八戸地区）で開催。 延実施回数73回、延参加者365名 ii 発声訓練指導者養成 1回 3名 宮城県仙台市障がい者福祉センターへ派遣	148	①発声訓練講習会講師報償費 ②講師等旅費 ③材料、資料及び広報紙等に係る消耗品費 ④会場借上料 ⑤発声訓練指導者派遣旅費 外
⑦	指定居宅介護事業者情報提供事業	障がい者が、都道府県間を移動する場合に、その目的地において必要となるガイドヘルパーを確保し得るよう、指定居宅介護事業者等に関する情報を提供・斡旋する事業。	指定居宅介護事業者との連携を図るとともに、適正かつ公正な情報提供・斡旋に努めること。	県内外からの利用受付件数実績なし。	84	①制度の広報・啓発に係る消耗品費 外
⑧	青森県障がい者スポーツ大会開催事業	県内の身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者が一堂に会し、各種競技を通じて体力の増進、相互交流を図るための全県的なスポーツ大会の企画・実施。（昭和38年から実施）	i 選手募集から大会開催まで、障がい者スポーツ団体、スポーツ指導員及び障がい者団体、ボランティアの参画及び協力を得て行うこと。 ii 希望する障がい者が参加しやすいように、開催場所、開催日時等に配慮するとともに、参加者の健康管理及び事故防止に万全を期すこと。（大会当日は、医師、看護師を必要数確保し、待機させること。） iii 大会の企画・運営方法の策定に当たっては、随時、県と協議すること。 iv 希望するすべての障がい者が参加できるよう工夫すること。（従来の参加選手人数約1,000人を維持すること。競技種目も従来数以上を維持すること。） v 選手の募集にあたっては、県、各市町村、関係団体等と連携するとともに、広報の方法について工夫し、特に在宅の障がい者にも情報が行き渡るよう努めること。	R5.8.27 新青森県総合運動公園 外 で開催 i 競技種目 陸上、水泳、アーチェリー、フライングディスク、 ボウリング、卓球、ソフトボール、バレーボール ii 参加者 選手678名 父兄及び介護者、役員、参観者等	3,149	①大会準備業務に係る日々雇用職員賃金 ②競技役員、医師等報償費及びメダル等購入費 ③大会プログラム及び大会マニュアル等印刷製本費 ④大会関係者昼食代、消耗品費 ⑤トラック・放送機材借上料 外

	事業名	事業内容	実施方法（標準実施回数、参集人数等）	令和5年度事業実績	令和5年度決算額(千円)	備考（事業費積算項目等）
⑨	障がい者スポーツ教室開催事業	i 障がい者を対象としたスポーツ教室をセンター内外で実施すること 上記の事業を関係団体、スポーツ指導員と協議し、企画・実施する。	i 障がい者スポーツ教室 センター内外で月2回程度、1回につき10～20名程度	i 障がい者スポーツ教室 延834名参加	922	①スポーツ研修会・教室等講師報償費 ②講師等旅費 ③資料及び広報紙等に係る消耗品費 ④会場借上料外
⑩	地区別身体障がい者スポーツ開催事業	県内各地区での身体障がい者等のスポーツ大会の実施。	i 地区数については概ね10地区とし、関係団体等と連携しながら事業を実施すること。 ii 参加人数は、1地区あたり概ね200人程度とすること。 iii 希望する参加者が参加しやすいように、開催場所、日時等に配慮すること。	青森市他各地で開催 216名参加	222	①賞品等購入費 ②大会プログラム等印刷製本費 ③大会関係者昼食代等需用費外
⑪	スポーツ指導員養成事業	障がい者スポーツに関する知識、技術等を有するパラスポーツ指導員（上級・中級・初級）の養成	i 上級・中級・初級スポーツ指導員の養成は、いずれも講習会等の方法により実施。実施にあたっては、(財)日本パラスポーツ協会が定める「公認パラスポーツ指導員養成研修基準カリキュラム」により行う。なお、上級及び中級スポーツ指導員の養成は、同協会に委託して実施すること。（中級スポーツ指導員については、可能であれば、独自に研修会を開催しても可） 初級スポーツ指導員養成研修会については、同協会と緊密な連携をとり、参加者を募り、当該カリキュラムにより実施すること。 ii 養成人数としては、上級にあつては1名以上、中級にあつては2名以上、初級にあつては20～30人程度とする。 なお、スポーツ指導員養成後は、同協会への登録手続きをとること。	i 初級スポーツ指導員養成研修会開催 養成人員 25名 ii 中級スポーツ指導員養成研修会1名派遣（盛岡市）。 iii 上級スポーツ指導員養成 該当者なし	615	①初級スポーツ指導員研修会講師報償費 ②上級及び中級スポーツ指導員養成研修会派遣旅費 ③初級研修会用テキスト・資料・消耗品費 ④上級及び中級スポーツ指導員養成研修会負担金 ⑤スポーツ指導員登録料外
⑫	青森県障がい児者総合福祉展開催事業	障がい者の文化・芸術活動を振興するため、障がい者が創作した絵画、手芸等の作品展示会を開催する。	i 定期的な発表の場を設け、障がい者がそれを目指して創作活動ができるように工夫すること。 ii 文化・芸術活動を行っている障がい者を把握し、その名簿を作成するとともに、新たな文化・芸術活動への参加者を育成すること。 iii 作品展に多くの県民が参加できるように広報誌等を活用し、周知を図ること。 iv 作品展は、年1回以上、1回につき3日間程度実施すること。 想定一般参加者 3,000人、作品数5,000点程度	11月25日～26日（2日間） 青森市で開催 県内9施設参加	100	①作品展の実施及び広報等に係る消耗品費及び印刷製本費 ②会場借上料外
⑬	レクリエーション開催事業	障がい者団体等の意見を聞き、ハイキング、キャンプ、海水浴、オリエンテーリング等の野外活動を企画・実施する	野外活動を年1回程度実施すること。なお、参集人員は30人程度とする。	・十和田市現代美術館バスツアー1回（20名参加）	63	①バス借上料外
				計	9,818	